

養老町第一回臨時会会議録

平成二十四年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十四年五月十六日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 永年在職議員の表彰について
- 日程第五 承認第一号 専決処分について（養老町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第六 承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第七 承認第三号 専決処分の承認について（平成二十三年養老町一般会計補正予算）
- 日程第八 議案第五十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第九 議案第五十九号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算
- 日程第十 議案第六十号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
- 日程第十一 議案第六十一号 平成二十四年度養老町介護サービ

- 日程第十二 選任第一号 ス事業特別会計補正予算
常任委員会委員の選任について
- 日程第十三 選任第二号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第十四 選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十五 選任第四号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第十六 選任第五号 行財政改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十七 推薦第一号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第十八 同意第一号 監査委員の選任同意について
- （追加日程）
- 日程第一 許可第一号 議長の辞職許可について
- 日程第二 選挙第一号 議長選挙について
- 日程第三 許可第二号 副議長の辞職許可について
- 日程第四 選挙第二号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- | | |
|-----|-------|
| 議長 | 皆川雅子 |
| 新議長 | 松永民夫 |
| 一 番 | 岩永義仁 |
| 二 番 | 長澤龍夫 |
| 三 番 | 大橋三男 |
| 四 番 | 三田正敏 |
| 五 番 | 吉田太郎 |
| 六 番 | 早崎百合子 |

七番	野村永一
八番	田中敏弘
九番	松永民夫
十番	皆川雅子
十一番	中村辰夫
十二番	岩瀬進
十三番	水谷久美子
〇欠席議員なし	

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
会計管理者兼 会計課長	伊藤幸
総務課主幹	田中隆
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	伊藤公一
住民福祉課長	松永博孝
健康福祉課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設部長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	西脇和信
水道課長	
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	香川満
教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	藤田実芳
教育委員会	小林恒夫
生涯学習課長	
消防長	
議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	野村孝子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(皆川雅子君) おはようございます。

平成二十四年第一回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議

員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行部におかれましては、問山企画政策課長が所用のため、かわって田中企画政策課主幹が出席されておりますので、御報告いたします。

また、広報取材のため、広報員の議場への入場を許可いたしました。

ただいまから平成二十四年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（皆川雅子君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、六番 早崎百合子君、七番 野村永一君を指名いたします。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、五月八日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩瀬進君。

○議会運営委員長（岩瀬 進君） 議会運営委員会の報告を行います。

去る五月八日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。協議事項は、平成二十四年第一回臨時会の日程についてであります。

まず会期につきましては、本日の一日として、議事日程につきましては、一、開会宣言に続いて、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、六、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定されました。

なお、議案の審議につきましては、専決処分の承認三件、平成二十四年度補正予算四件、以上七件については逐条審議いたします。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任三件、農業委員会委員の推薦、監査委員の選任同意、合計七件であります。以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（皆川雅子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の一日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されていますので、ここに御報告をいたします。

また、農業委員会委員及び監査委員の諸氏からそれぞれ辞職願が提出されました。

さらに、議会の閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び行財政改革特別委員会委員から辞任届が議長に提出されておりますので、委員会条例第十二条第二項に基づき、その辞任を許可しました。

なお、皆様のお手元に平成二十四年度の予算書が配付してありますので、それぞれ御活用ください。

これで、諸般の報告を終わります。
ここで、町長のごあいさつをお願いいたします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成二十四年度の第一回養老町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この第一回の議会から執行部側も四月の人事異動と、それから機構改革によりまして人員が少しかわっております。これから皆さん方の質問等に的確に答えてくれるものと期待をしております。それから、五月二十一日に機構改革によりまして総合窓口の設置ということで、二十一日より総合窓口を開かせていただきたいというふうに思っております。これは、何よりも住民サービスということにおいての改革でございます。役場がもっと住民の方々の身近になるようにというような思いを込めておりますので、役場のほうとしましては精いっぱい務めさせていただきますというふうに思っております。

さて、新芽の緑がだんだんと濃くなりまして、田植えの準備を

されているわけでございますけれども、昨今、異常気象といいますが気候の変動が余りよくございません。連休中にも大きな竜巻等の発生によって被害が出たわけでございますけれども、水害、台風の被害等のないように、実りの秋を迎えたいというふうに思っております。

さて、きょうは専決処分、それから補正予算、それからまた議会のほうでは議会構成員の変更というような審議がございますけれども、充実した議会になりますように願っています。あいさつとさせていただきます。本日は御苦労さまでございます。

○議長（皆川雅子君） 町長のあいさつが終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第四、永年在職議員の表彰についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君の退場を求めます。

〔十三番 水谷久美子君 退場〕

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

養老町議会議員褒賞規程第二条に基づき、養老町議会議員として在籍二十五年以上、常に町政に御尽力されている水谷久美子君に対し、本会議の決議をもって、その功労を表彰したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、水谷久美子君の功労に対し、表彰することに決定いたしました。

それでは、ただいま議会議決しました水谷久美子君に対し、ここで表彰状を授与したいと思えます。これに御異議ございません。

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいまより、ここで表彰状の授与を行います。

〔十三番 水谷久美子君 入場〕

〔表彰状授与〕

○議長（皆川雅子君） ここで水谷久美子君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○十三番（水谷久美子君） ただいまは、議会の決議をもって永年在職議員表彰をお受けすることができました。

浅学非才な私がきょうこの日を迎えることができましたのも、本日議場に御出席されている皆様を初め、これまで議員活動を支えていただいた方々のおかげでございます。これからは初心に立ち返り、町民の皆様の願いの実現に努力するとともに、町政課題に真摯に取り組む所存でございます。引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（皆川雅子君） これで永年在職議員の表彰を終わります。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第五、承認第一号から日程第十

一、議案第六十一号までの七件については、逐条審議といたします。

それでは、日程第五、承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専

決処分の承認についての説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分の承認について。

養老町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十四年五月十六日提出。

専決第一号 専決処分書。

養老町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十四年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成二十四年三月三十一日に公布され、原則として平成二十四年四月一日から施行されたことに伴い、養老町税条例の一部を改正し、平成二十四年三月三十一日に専決処分したものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりであります。

一 番目、町民税についてでございます。別紙の四ページ、附則第二十条の二関係でございますが、災害により居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後七年——現行は三年でございます——を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長する措置が講じられたことに伴い、町民税についても同様の措置を講ずることとするものでございます。

また、二番目に別紙でございしますが、五ページ末から六ページにかけての附則第二十一条関係でございしますが、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失をした居住者が住宅の再取得

をした場合に、住宅借入金がある場合は従前の家屋に係る住宅借入金特別控除と再取得に係る住宅借入金特別控除を重複して適用できる措置等が講じられたことに伴い、町民税についても同様の措置を講ずるものでございます。

二番目に、固定資産税についてでございますけれども、一ページ終わりから三行目の附則第九条と、七ページの改正附則第三条関係でございますけれども、住宅用地について負担調整措置の見直しにより、負担水準の基準が八〇%から九〇%に引き上げられ、九〇%以上の住宅用地については措置特例を存続させ経過的な措置を設けた上で廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それから、二番目に二ページ終わりから三行目、附則第十九条の二関係でございますが、特例民法法人から一般社団法人、財団法人に移行するものについて、一定の要件を制定した上で非課税措置の対象として追加されたことに伴い、所要の規定を追加するものでございます。

それ以外といたしまして、一ページ附則第八条と二ページ中段の附則第十二条関係でございますが、地方税法の改正等により引用する条項等の改正を行うものでございます。

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
以上で承認第一号 専決処分分の承認についての提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。
ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、この法案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第六、承認第二号 専決処分分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専決処分分の承認について説明をさせていただきます。

承認第二号 専決処分分の承認について。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求め、平成二十四年五月十六日提出。

専決第二号 専決処分書。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に

より別紙のとおり専決処分する。平成二十四年三月三十一日。

改正の趣旨でございますが、国民健康保険税条例において関係省令等が改正されたことにあわせて、養老町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

要旨といたしましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を震災のあった日から同日以後七年——現行は三年でございますが——を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長する措置が講じられたことに伴い、国民健康保険税条例についても同様の措置を講ずるものでございます。

附則に次の一項を加える。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の一項を十七項として追加するものでございます。

施行期日は、平成二十四年四月一日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第七、承認第三号 専決処分の承認について（平成二十三年度養老町一般会計補正予算）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 承認第三号、平成二十三年度養老町一般会計補正予算（第五号）。

上程をいただきました承認第三号、平成二十三年度養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ一億七千八百七十二万七千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十九億一千九百八十九万七千円とするものであります。

最初に歳出の説明をさせていただきます。

まず十四ページ、総務費の総務管理費では、財団法人岐阜県市町村振興協会の市町村交付金に係る事業でございますが、交付額が確定しましたので、これに伴う財源更正をするものでございます。

次に民生費の社会福祉費では、各事業の執行額が確定しましたので、障害者福祉事業の百五十二万五千円、障害者地域生活支援事業の七百三十五万五千円、要援護者対策事業の百五十九万六千円をそれぞれ減額するものでございます。また、児童福祉費でも私立保育所運営事業二千九百六十四万五千円、延長保育対策事業、

私立でございますけれども、五百八十九万四千円、子ども手当支給事業九千九百一万三千円を減額するものでございます。

衛生費の保健衛生費、目一保健衛生総務費では、保健センター運営事業で日雇職員賃金の三百四万四千円、母子保健事業で健診委託料及び県外健診負担金の三百四十三万二千円の不用額を減額するものでございます。

目二予防費においては、予防接種事業で日本脳炎予防接種等各種予防接種事業の接種実績結果に基づいて、不足額六百五十二万一千円を増額するものでございます。

目四斎苑費においては、清華苑使用料の減額に伴う財源更正をするものでございます。

また、商工費の観光費では、養老改元千三百年祭事業の執行額が確定しましたので、不用額百万円を減額するものでございます。続きまして、十六ページ、土木費の道路橋梁費では、道路新設改良費及び県単工事及び関連事業負担金としてそれぞれ一千万円と五百七十七万七千円の総額一千六百七十七万七千円を減額するものでございます。

教育費では、学校施設環境改善交付金に係る事業でございますが、小学校費、それぞれ特定財源である国庫補助金及び地方債の額が確定しましたので、これに伴う財源更正をするものでございます。

社会教育費では、目二社会教育総務費においては、文化財保護事業及び文化財アーカイブ事業としてそれぞれ六百二十四万七千円と八百五万円を減額するものでございます。

目九国際学習会館費においては、国際学習会館維持管理事業で空調設備改修工事の不用額百六十七万円を減額するものでございます。

次に、八ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、地方譲与税の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税の額が確定しましたので、予定額との差額分をそれぞれ補正いたしました。

また、使用料及び手数料につきましては、衛生使用料で清華苑の使用料千五百二十九万円を減額いたしました。

次に、国庫支出金の国庫負担金につきましては、保育所運営費負担金、私立でございますが、千五百八十五万五千円、子ども手当支給事業の確定に伴い九千二百二十五万三千円を減額いたしました。また、国庫補助金につきましては、障害者地域生活支援事業費補助金七百七十五万七千円と、社会資本整備総合交付金千七十七万円を減額、学校施設環境改善交付金一千一十七万円を増額し、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業補助金三百五十二万円を減額いたしました。

県支出金の県負担金につきましては、国庫負担金と同様に保育所運営費負担金、子ども手当負担金をそれぞれ七百九十二万七千円と三百六十二万五千円を減額いたしました。また、県補助金につきましては、民生費県補助金で障害者地域生活支援事業費補助金三百五十七万八千円及び障害者福祉費補助金三十九万三千円を減額し、障害者自立支援対策臨時特別市町村実施事業交付金七十五万五千円を増額いたしました。さらに、延長保育促進事業補助金三百九十三万円と、十二ページになります。地域支え合い体制づくり事業補助金百五十九万八千円を減額いたしました。

次に、衛生費県補助金で、妊婦健康診査臨時特例交付金百四万二千円、労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金及び重点分野雇用創出事業補助金百万円と八百五万円、教育費県補助金で岐阜

県文化財保護費補助金二百九十四万円を減額いたしました。

繰入金金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金一億五千万円を減額いたしました。

十三ページの諸収入につきましては、雑入で財団法人岐阜県市町村振興協会市町村交付金二百五十八万九千円、長寿健康増進事業補助金百三十五万円、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業補助金三百三十万円を増額いたしました。

町債につきましては、教育関係の国庫補助金、学校施設環境改善交付金の変更に伴い一千九十万円を減額し、繰越金で歳入全体で不足する財源五千六百六十九万六千円を充てるものであります。また、五ページの第二表 地方債補正につきましては、国庫補助金の変更に伴い、学校施設環境改善事業債の借入限度額を一千九十万円減額し、補正後の借入限度額を九千六百二十万円とするものであります。

以上で、平成二十三年年度養老町一般会計補正予算（第五号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの提案説明の中で、交付額が確定したというような説明や地方債が確定したというふうな提案説明がございましたが、いつ確定しましたか。

○議長（皆川雅子君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

それぞれの交付金、交付税等の確定につきましては、それぞれ月が違っておりますが、最終的には三月の交付分をもって確定ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三月の交付分というふうな言い方でしたけれども、本来は一億七千八百二十七千円の今回の一般会計の専決ですが、議会が招集できないからやむを得ず行政で事務的な処理をしましたと。議会は承認をするというふうな内容ですが、三月議会に上程できるような内容もあったのではないかなと思っておりますけれども、これだけの専決をするということになりますと、議会が決算議会でいろいろと平成二十三年年度の決算を九月議会でするわけですけれども、それとも関係がありますので、この専決処分のあり方について町長に見解を求めたいというふうに思います。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えします。

できるものについては、なるべく三月でやれるようにしていきたいなというふうに考えております。

○議長（皆川雅子君） 他に質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 水谷議員からの質問と重複する点があるかもしれませんが、今、町長のほうから、できるだけ三月末で精算をといておっしゃられました。

それはそれで会計としての対処はいいと思いますけど、少なくともこういう一般会計の補正につきましては、先ほど水谷議員も

質問の中で言われたと思いますけど、議会に対して専決じやなくて、少なくとも三月議会、またはこの後の六月議会でも補正できる部分ではないかというふうにも今感じておりますし、その辺ちよつと安易に一億二千七百万、大きな金額でございますので、逆に九月の決算のときに差額が大きく生じるので、今こういう状態であえてやっておるんかなという勘ぐり方もできるかなというふうに思います。いずれにいたしましても非常に専決にした理由としては町長はあれですが、総務部長、一遍その辺をしっかりと答弁、この時点で専決にしたというはつきりとした理由を述べてもらいたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。

先ほどの起債の関係なんですが、そのもとになっておりますのが学校施設環境改善交付金の交付決定を受けての計算のし直しになるものと思いますので、答弁のほうをさせていただきますが、学校施設環境改善交付金の交付決定は文部科学省が三月二日付になっております。その後、県のほうを通してまして町のほうで文書を受けたのが三月五日になりましたので、それに伴ってその後再度総務課のほうで起債の再計算をいたしましたので、三月の議会に諮ることはできなかったということでございます。以上です。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第八、議案第五十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君）

ただいま上程を賜りました議案第五十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について説明をさせていただきます。

議案第五十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計は、平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものとする。平成二十四年五月十六日提出。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第六十号の平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）で、歳入歳出に千百十五万四千円を増額いたしております。

歳入といたしましては、県市町村振興補助金四百四十万円及び繰越金三百万円の七百四十万円の増額となっております。また、

歳出につきましては、放射性物質測定装置整備事業として千百十五万四千円を増額いたしております。この歳入歳出の差額分につきましては、一般会計からの繰入金で調整しております。歳入歳出差引三百七十五万四千円を増額することとし、一般会計繰入金総額を三千六百六十五万四千円に変更するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今回の補正で放射線測定器を購入されたわけですけども、これで今まで検査から漏れていた県外産の肉も含めて全頭の完全検査ができるということによろしいでしょうか。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） そのとおりでございます。県内産については県のほうで検査をしていただいておりますけれども、県外産については各種屠畜場ということでございますので、そのための補正をいただいて、全頭検査をするための措置を講じたというところでございます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第九、議案第五十九号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 上程をいただきました議案第五十九号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、

その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、養老町立食肉事業センター特別会計の放射性物質測定装置整備事業執行に伴う財源を繰り出すものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百七十五万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十六億二千三百七十五万四千円とするものでございます。

最初に、歳出の御説明をさせていただきます。

まず、農林水産業費では、養老町立食肉事業センター特別会計の放射性物質測定装置整備に伴い、農業費、畜産業費の畜産振興事業費三百七十五万四千円を増額するものでございます。

次に、歳入につきましては補正増の財源としまして、繰越金三百七十五万四千円を充てるものであります。

以上で平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十、議案第六十号 平成二十四

年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第六十号の平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千百十五万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ一億七千九百四十五万四千円とするものであります。

歳出につきましては、放射性物質測定装置整備事業として総額一千百十五万四千円を補正増いたしました。

歳入につきましては、補正増の財源として県の市町村振興補助金四百四十万円と繰越金三百万円及び一般会計からの繰入金三百七十五万四千円を充てるものであります。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 歳出の中で、今回、補正の中で一千百十

万四千円、必要な事業ではあるというふうにも思っておりますが、賃金として百三十四万四千円、今回上がっております。これは今後ともこういう賃金ということが必要なのか、その賃金とは何をどういう、特に技術者というんですか、そういう人を指しているのかということを具体的に御説明願いたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの中村議員の御質問にお答えをいたします。

今回の補正予算におきまして、賃金として百三十四万四千円を計上させていただきました。この賃金の内容につきましては、今回放射性物質の測定業務を行うに当たりまして、当然人的措置が必要でございます。基本的には職員が行うということでございませけれども、検査機器の操作とか、それから検査をしたらその検査の内容を、いわゆる証明書をつくる発行義務がございまして。こういったことの介助事務ということで、賃金を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 要するに賃金というのは、事務的な費用ということでおっしゃられましたので、毎年こういう金額が上がってくるということと解釈してよろしいのですかどうかということとです。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。自席でお願いいたします。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの御質問でございますけれども、今現在、岐阜県のほうでは県内産牛の全頭検査を行っております。

今回、この予算の議決をいただければ、直ちに機械等を購入し、食肉センターで屠畜する牛の全頭検査をしてまいりたいというふうに考えておられるわけでございますけれども、まだ県のほうでも今回の放射性物質の問題による安全宣言がされておられません。県のほうで安全ですよというような安全宣言がされるまでは、基本的には本町でも続けなければならぬというふうに考えておりますので、これが来年度までになるのか、再来年になるかは今はまだわかりませんが、それまでは最低限でも続くだろうというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、中村議員と同様のことでありますが、百三十四万四千円ということと、今賃金ではなく、検査料は取りますか。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えいたします。

今回の放射性物質の検査につきましては、それぞれ屠畜申請者、いわゆる屠畜事業者から検査料のなものを取ることは、今現在としては考えておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 検査料は取らないということで、今、食肉事業センターでも使用料が減っている中で予算の中で苦しい面がたくさんあると思います。だから、僕としては検査料を取って、今、中村議員さんが言われたように今後のこともありますから、初めからそういうきちんとしたことをやってほしいなと思いますので、その辺答弁よろしくお願いします。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。自席でお願いいたします。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの吉田議員の御質問でございますけれども、今回の事業に伴って使用料あるいは検査料を取ったらどうかという御質問でございます。

今回のこのことにつきましては、基本的には昨年発生いたしました三月十一日の東日本大震災に起因するものでございます。もともと議員も御承知のとおり、食肉事業センターにつきましては屠畜頭数が年々減少しているという状況でございます。それに伴う使用料も年々減少しているわけでございます。そういった中で、町といたしましてはできるだけ歳出のコストを縮減ということで、屠畜業務に係る経費の削減に努めておるわけでございますけれども、今後どんどん頭数が減っていくということになってまいりますと、食肉事業センター、基本的には独立採算ということの特別会計でございますので、その事業はその事業の収入でやるというのが大原則でございます。そういった観点から申し上げます。

すと、当然使用料の見直しということにつきましては今後発生するだろうというふうを考えておりますけれども、今回の放射性物質の事業についてのそれに相応する使用料の値上げ、あるいは検査料の徴収ということは考えておりませんけれども、今後、食肉事業センターの事業全体として使用料の改正等、そういったものは見直していかなければならないというふうに今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） まず賃金なんですけれども、百三十四万四千円、増員があるということでしょうか、人員の。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども御説明させていただきましたけれども、百三十四万四千円ということで賃金を計上させていただきました。この内容につきましては、先ほど言いましたように検査機器を購入いたしました。それを機械操作をし、またその検査をした結果の成績書というのを発行しなければなりません。そういった業務を介助していただくための賃金ということでございますので、よろしくお願いたします。当然それに伴います賃金が計上してあるわけでございますので、その人に対する賃金ということでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） ごめんなさい、ちよつとわかりにくいんで

すけれども、業務の負担が多くなったからその分を負担手当みないな形で現行の職員に上乘せするということなのか、増員をもって負担分を補うのかという、どちらなんでしょうか。

○議長（皆川雅子君） 川地農林振興課長、答弁。 自席でお願いいたします。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 今回の業務につきましては、基本的には今回賃金で百三十四万四千円を計上いたしておりますけれども、その賃金で雇用する人がやるというわけではございません。基本的には職員プラスその賃金で雇用いたしました人と協働して今回の事業に当たるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十一、議案第六十一号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号の平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百五十万八千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ一千二百五十万八千円とするものであります。

歳出につきましては、職員管理費として総額二百五十万八千円を補正増いたしました。

歳入につきましては、補正増の財源としまして繰越金二百五十万八千円を充当するものであります。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの提案説明では全くわかりません。それくらいは私たち議員も予算書を見ればわかるわけです。

なぜ一人の職員管理費の二百五十万八千円が必要になったのかどうか、その事業に対してのことの説明がないと理解できません。

この職員の方の採用というのは、有資格者なのかどうか。また、このサービスにかかわるための人的配置だとは思いますが、これも、そこら辺のことが提案説明に反映されない限り、これを認めるわけにはいきませんので、よろしく願います。

○議長（皆川雅子君） 日比住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長（日比重喜君） ただいまの水谷議員の質問にお答えをいたします。

今回、補正を上げさせていただきましたのは、育児休暇で四月から復帰をいたしました職員でございますが、四月半ばにおきまして長期療養を要するという形での診断書が出されまして、一人入院をいたしておりましたが、今現在は通院で療養中でございます。しかしながら、その見通しがまだ立っていないという状況でございます。いわゆる病欠の職員に対しましての代替という形で今回補正をお願いするものでございます。一応六月からの雇用期間ということで、新たな保健師を雇用したいということで今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

再開時間は後ほどお知らせいたします。

（午前 十時四十分 休憩）

（午前十一時〇〇分 再開）

○副議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（野村永一君） ただいま休憩中に皆川雅子議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（野村永一君） それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、十番 皆川雅子君の退場を求めます。

〔議長 皆川雅子君 退場〕

○副議長（野村永一君） お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定しました。

〔十番 皆川雅子君 入場〕

○副議長（野村永一君） ここで、辞職されました皆川雅子君のごあいさつをお願い申し上げます。

○十番（皆川雅子君） 失礼いたします。

昨年五月十二日、第五十六代議長に就任し、本日、無事議長退任のごあいさつができますことは、ひとえに議員各位はもとより、執行、行政の皆様の御指導、御協力があったればこそと心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

大橋新町政のもと、初の女性議長としての責任を感じ、頑張らなくてはと思いつけ、走り続けた一年でございました。多くを経験し、多くを学び、大きな宝物を得た思い出でございます。今後は、二〇一七年、養老改元千三百年祭が荘厳にできますよう、また住みよいまちづくりを目指し尽力したいと存じます。皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げます、議長の退任のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（野村永一君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠

員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

(午前十一時 八分 休憩)

(午前十一時三十分 再開)

○副議長(野村永一君) それでは休憩を解き、再開します。

○副議長(野村永一君) 追加日程第二、選挙第一号 議長選挙に

ついてを議題とします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長(野村永一君) 岩永議員。

○一番(岩永義仁君) 投票による選挙を提案いたします。

○副議長(野村永一君) ただいま岩永議員より、投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(野村永一君) ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に岩永義仁君、

長澤龍夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長(野村永一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(野村永一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長(野村永一君) ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○副議長(野村永一君) 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長(野村永一君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

岩永義仁君、長澤龍夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長(野村永一君) 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十三票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松永民夫君十一票、野村永一君二票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、松永民夫君が

議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(野村永一君) ただいま議長に当選された松永民夫君が

議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました松永民夫君よりごあいさつをお願いします。

いたします。

○新議長(松永民夫君) 御無礼をいたします。

ただいまは議長選挙におきまして、皆様方から御推挙をいただき、議長に就任させていただくことになりました。ありがとうございます。

ございます。

もとより浅学非才でございます。皆様方の御指導と御支援を切
にお願いを申し上げます。

さて、今年はぎふ国体が開催されます。また、第五次総の二年
目、養老改元千三百年祭、また町民プールの大改修等町政の中
においてもいろいろ課題が山積しております。大橋町長初め執行と
議会が一丸となって町民の要望、また負託にこたえられるよう一
生懸命努力する覚悟でございます。重ねて皆様方の御指導と御支
援を切にお願いを申し上げます、就任のあいさつとさせていた
だきます。どうもありがとうございます。

○副議長（野村永一君） ありがとうございます。

それでは、松永民夫議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

就任早々ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間は後ほどお知らせいたします。

（午前十一時四十三分 休憩）

（午後 ○時 ○〇分 再開）

○議長（松永民夫君） それでは休憩を解き、再開します。

○議長（松永民夫君） ただいま休憩中に野村永一副議長から副議

長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更して、副議長の辞職許可についてを先
議いたしたいと思えます。これに御異議ございませつか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。

議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第三、許可第二号 副

議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、七番 野村永一君の退
場を求めます。

〔副議長 野村永一君 退場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

副議長の辞職について、これを許可することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について、これを許可することに決定い
たしました。

〔七番 野村永一君 入場〕

○議長（松永民夫君） ここで、辞職されました野村永一君のごあ
いさつをお願いいたします。

○七番（野村永一君） 失礼します。

私、昨年五月に副議長の大任を仰せつかり、以来、皆川議長の
もとで議会の活性化並びに町の安全・安心のために微力ではござ
いですが、全力で努めてまいりました。この間、皆様には温かい
御支援と御協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます。こ
の一年間、私もこの上ない貴重な体験をさせていただきました。
今後は、議員活動を通して町民の皆様の期待に沿えるよう、この
貴重な体験を生かして、ふるさと養老のさらなる発展のために精

進してまいるつもりでございます。

今後とも皆様方の御支援、御鞭撻をよろしくお願い申し上げますとともに、後で申しわけございませんが、大橋町長様並びに執行の職員の皆様の御協力を賜りましたことを心から厚く感謝申し上げます。一年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（松永民夫君） ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） ただいま副議長辞職の許可により、副議長が欠員となりました。
お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更し、副議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。
本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

――

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第四、選挙第二号 副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長選挙同様に、投票による選挙を提案いたします。

○議長（松永民夫君） ただいま岩永議員より投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松永民夫君） ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に大橋三男君、三田正敏君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（松永民夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松永民夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

大橋三男君、三田正敏君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松永民夫君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十一票、無効投票二票です。

有効投票のうち、吉田太郎君十一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、吉田太郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松永民夫君） ただいま副議長に当選された吉田太郎君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました吉田太郎新副議長よりごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（吉田太郎君） ただいま副議長の、皆さん方の応援をもちまして、選任をいただきました。本当にありがとうございます。

また、議長を補佐し、養老町の安全・安心で町民が暮らせるまちづくりに一生涯懸命張りります。また、ことは国体という全国からお客さんが見えます。そうした中で、我々養老町民が全国の皆さんに親しみやすい養老町でありますように、一生懸命張り、また議会運営がスムーズに行きますよう一生懸命張りりますので、ことし一年間よろしく願います。（拍手）

○議長（松永民夫君） 副議長のあいさつが終わりました。これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（午後〇時十五分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開をいたします。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、選任第一号 常任委員

会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第一項の規定によって、議長が議場に諮って指名することになっていきます。

したがって、総務民生委員会には、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、皆川雅子君、岩瀬進君、水谷久美子君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会には、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、私松永民夫、中村辰夫君、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は四階南委員会室にて、産業建設委員会は四階大会議室にてお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は追ってお知らせをします。

（午後一時〇二分 休憩）

（午後一時四十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を開会いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により委員長には不肖私早崎百合子が、副委員長には三田正敏委員が選任されました。

私は、もとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営を図りながら、少子・高齢化対策や防犯対策などの充実に努め、元気で生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉事業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に産業建設委員会委員長 野村永一君。

○産業建設委員長（野村永一君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに産業建設委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により、委員長には不肖私野村永一が、副委員長には大橋三男委員が選任されました。

このたび、委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよい町づくりのため、都市生活基盤の強化・充実に、また活力ある産業づくりのために全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お

願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、選任第二号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第一項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっていきます。

したがって、議会運営委員会委員には、早崎百合子君、野村永一君、皆川雅子君、中村辰夫君、以上四名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十四、選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第一項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっていきます。

したがって、議会改革特別委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、早崎百合子君、田中敏弘君、皆川雅子君、水谷久美子君、以上六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十五、選任第四号 議会だより

編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第一項の規定によつて、議長が会議に諮つて指名することになっていきます。

したがつて、議会だより編集特別委員会委員には、長澤龍夫君、三田正敏君、吉田太郎君、田中敏弘君、皆川雅子君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十六、選任第五号 行財政改革

特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第一項の規定によつて議長が会議に諮つて指名することになっていきます。

したがつて、行財政改革特別委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子

君、野村永一君、田中敏弘君、不肖松永民夫、皆川雅子君、中村辰夫君、岩瀬進君、水谷久美子君、以上十三名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、行財政改革特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、行財政改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は追つてお知らせをします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（午後一時四十七分 休憩）

（午後二時二十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長長の報告を求めます。

最初に議会運営委員会委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長（皆川雅子君） ただいま休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長長の互選であります。協議の結果、指名推選により、委員長には不肖私皆川雅子が、副委員長には野村永一委員が選任されました。

私は、みずからの浅学非才を省みまして責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営

に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 次に議会改革特別委員会委員長 岩永義仁君。

○議会改革特別委員長（岩永義仁君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により委員長には不肖私岩永義仁が、副委員長には水谷久美子委員が選任されました。

議会が、町の二元代表制の一翼として政策立案や政策提言を積極的に行い、また町民の皆様の負託にこたえ得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど、今後、鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 次に議会だより編集特別委員会委員長 田中敏弘君。

○議会だより編集特別委員長（田中敏弘君） 議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員出席のもと議会だより編集特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により、委員長には不肖私田中敏弘が、副委員長には三田正敏委員が選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、読者の立場に立った紙面づくりに努力いた

す所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 次に行財政改革特別委員会委員長 水谷久美子君。

○行財政改革特別委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに行財政改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により、委員長には不肖私水谷久美子が、副委員長には長澤龍夫委員が選任されました。

今後も時代の要請にふさわしい、より簡素で効率的・透明な行財政運営を目指すため、議会としても独自に調査・研究を行うなど、鋭意努力する所存でございます。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、行財政改革特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十七、推薦第一号 農業委員会

委員の推薦についてを議題とします。

お諮りをいたします。

議会推薦の農業委員会委員については、議長が指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員については、議長より指名することに決定しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により、二番 長澤龍夫君の退場

を求めます。

〔二番 長澤龍夫君 退場〕

○議長（松永民夫君） それでは、議会推薦の農業委員会委員には、長澤龍夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました長澤龍夫君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、ただいまの指名のとおり推薦することに決定しました。

〔二番 長澤龍夫君 入場〕

○議長（松永民夫君） 次に日程第十八、同意第一号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、十二番 岩瀬進君の退場を求めます。

〔十二番 岩瀬進君 退場〕

○議長（松永民夫君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第一号 監査委員の選任同意について説明をさせていただきます。

同意第一号 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により次の者を監査委員に選任したいので、同意を求めらるものとする。平成二十四年五月十六日提出。

住所、岐阜県養老郡養老町直江百三十八番地、氏名、岩瀬進。

氏につきましては、前監査委員の辞職に伴い、新たに議会より御推挙をいただきましたので、選任の同意を求めらるものでございます。

以上で、同意第一号 監査委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔十二番 岩瀬進君 入場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事

務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十四年第一回養老町議会臨時会を閉会とします。

長時間御苦労さまでございました。

（閉会時間 午後二時三十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年五月十六日

議長 皆川雅子

新議長 松永民夫

副議長 野村永一

議員 早崎百合子